

日本銀行における非識別加工情報の利用に係る手数料に関する定め

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第44条の13に基づき、実費を勘案し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第44条の13の手数料の額を参酌して、非識別加工情報の利用に係る手数料（以下「手数料」という。）を次のとおり定める。

1. 手数料の額

- (1) 法第44条の9の規定により非識別加工情報の利用に関する契約を締結する場合の手数料の額は、21,000円に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
 - イ、法第44条の8に基づき意見書の提出の機会を与える第三者1人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）
 - ロ、非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - ハ、非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- (2) 法第44条の12第1項前段および第2項の規定により作成された非識別加工情報の利用に関する契約を締結する場合の手数料の額は、(1)の場合と同じ額とする。
- (3) 非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、非識別加工情報をその用に供する事業を変更する場合の手数料の額は、12,600円とする。
- (4) 前各号の手数料はいずれも非課税である。

2. 手数料の納付方法

日本銀行に対する手数料の納付は、日本銀行が設置し管理する金融機関の口座への振込みにより行う。この振込みにかかる手数料は、振込みを行う者が負担する。

3. 郵送により非識別加工情報の提供を受ける場合の郵送料の納付方法

利用する非識別加工情報の提供を郵送により受ける場合には、郵送料を郵便切手で日本銀行に納付する。